

令和6年第10回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年10月15日（火）午後1時27分から午後1時42分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	欠席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
1番	石田 敏裕
2番	横山 智

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和6年第10回総会までの主な行事について

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 現況確認証明申請について

会長 ただいまより令和6年第10回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、1番 石田敏裕委員と2番 横山智委員にお願いします。なお、欠席は5番 星美代子委員であります。

会長 それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号 令和6年第10回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号 令和6年第10回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

9月6日から20日まで、町議会定例会が役場で開催され、私が対応しております。

9月20日、農地パトロール（3区）、町内において、清野会長、加藤委員、菊地委員、事務局で実施しております。

9月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

9月26日、農地パトロール（3区）、町内において、清野会長、加藤委員、菊地委員、事務局で実施しております。

9月27日、地域計画策定に係る話し合いが改善センターで開催され、清野会長、菅野職務代理、石田委員、横山（行）委員、横山（智）委員、目黒（敏）委員、中村委員、八巻委員、森委員、事務局が出席しております。

なお、目黒（文）委員、佐藤委員には、担い手の立場でご出席をいただいております。

10月9日、地方農業委員会連合会会长会議が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

10月10日、県農業会議常設審議委員会の現地調査としまして、南相馬市において、清野会長が調査を実施しております。

10月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、星委員、阿部委員、菊地委員、中村委員、事務局で調査を実施しております。

10月11日、県農業会議常設審議委員会の現地調査としまして、飯館村において、清野会長が調査を実施しております。

以上でございます。

会長 ただいま事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番をご説明いたします。2ページをご覧ください。

1番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。取得する田はこれまで通り水稻を栽培し、畑は野菜を栽培する計画であります。3ページをご覧ください。

2番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。取得する田はこれまで通り水稻を栽培し、畑は牧草を栽培する計画であります。

1番及び2番ともに農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

加藤委員 1番の親子間贈与、いわゆる生前贈与ですが、税金関係についてどうなっているか。

事務局 1番、2番ともに親子間の贈与となります。贈与税の課税対象となり基礎控除額を超えた場合は贈与税が課税されることとなります。親子間の贈与の場合は、相続時精算課税を選択することもできますので、その場合は相続時に精算されることとなります。

加藤委員 最近生前贈与が多くみられますが、贈与税と相続時精算課税ではどちらがよいとかはあるのですか。

事務局 相続時精算課税を選択すると、相続時に精算され相続税の基礎控除額が適用されます。ケースバイケースではありますが、通常の贈与税の場合と比較して控除される額が大きくなりますので、一般的な場合ですと相続時精算課税を選択する方が多いかと思います。

会長 その他何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し許可いたします。

議案第43号 現況確認証明申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第43号 現況確認証明申請について、ご説明いたします。

議案4ページと資料1ページから4ページをご覧ください。

これについては、申請地が原野であることの証明願いのため、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領に基づき申請されたものであります。

申請地が非農地化した経過については、申請地が令和元年9月頃より耕作されなくなり、周囲が山林や原野で、その土地を農地として復元しても継続して利用することはないと判断し、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領第3の2の(1)に基づき、原野への地目変更の要件は満たしていると判断しております。

以上であります。

会長 この件に関しましては、10月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

阿部委員 議案第43号 現況確認証明申請について、10月10日に菊地英雅委員、中村雄志委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

議案の4ページと資料の1ページから4ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで平たんな土地であります。

資料3ページから4ページをご覧ください。

現地について説明をしますと、令和元年9月頃から耕作がされなくなり、原野化しております。また、周辺は山林や原野であるため、耕作が難しく周囲の農地と連担していないことも考慮しますと、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領第3の2の(1)に基づき、非農地とすることが妥当であると思われます。

以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 質疑に入る前に、何か補足説明があればお願ひします。

[発言する人なし]

会長 それでは議案第43号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

石田委員 現況確認証明申請はどのような場合に必要となるのか。

事務局 現況確認証明申請は農振農用地になっていない農地に対して、現況が原野や山林になっている場合、所有者が自ら申請するものであります。例えばよくあるの

が地目変更して何かに使いたいといったケースに申請されることが多いようでございます。

石田委員 今回のケースとは違いますが、地目は農地以外で現況が畠になっているので農地にしたいといった場合にも申請できるのですか。

事務局 これについては、地目が田、畠になっていて、現況が山林・原野になっている場合に申請するものです。地目が農地以外で現況が農地といった証明ではなく、農地を山林・原野にする場合の申請です。宅地や雑種地にするためのものではありません。あくまで山林・原野に限定しております。

石田委員 山林・原野から畠に地目を替えたい場合の申請はないということですか。

事務局 現況確認証明申請では、農地にする場合の申請はありません。

石田委員 違う方法はあるのですか。

事務局 法務局等に相談して現況をみてもらって地目を畠にするのはあります。その場合は農業委員会に意見を求められたり、証人になって欲しいみたいな場合がありますので、その時は現地を確認して回答します。

会長 その他何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第43号 現況確認証明申請について、1番は原案のとおり承認し現況確認証明書を発行いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第10回農業委員会総会を閉会いたします。